

11 月下旬号
2013 年

国際情報广场信息报

◇発行：东大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国際情報广场网页。

为外国人而举办 1 日咨询服务 in 东大阪

2013 年 12 月 8 日 (日)

12:00~16:30 (受理到 16:00 为止)

布施站前市民中心 (イオン 5 楼)



外国人のための 1 日相談サービス
Consultation service day
외국인을 위한 1 일 상담 서비스
为外国人举办 1 日咨询服务
Día de servicio de consulta
Dia de serviço de consulta
Dịch vụ một ngày tư vấn

วันรับบริการให้คำปรึกษา
ISANG ARAW NA SERBISYO SA PAG KONSULTA
Pelayanan konsultasi selama satu hari untuk orang asing

就有关在留资格(签证)、工作、年金、社会保险、福祉(生活保护)、身体健康的烦恼、孩子的升学事项(奖学金制度)、育儿、以及生活信息(市府营住宅)等，使用多国语言由专家提供咨询服务。

※ 免费、不需要预约、严守秘密

- 通 訳：英语、韩国・朝鲜语、中文、西班牙语、葡萄牙语、越南语、泰语、菲律宾语、印度尼西亚语
- 询问处：东大阪市人权文化部文化国际课 国際情報广场

TEL 06-4309-3311 FAX 06-4309-3823

11 月 23 日(节日) 9:00~12:00 市政府开设部分业务窗口

11月23日(祝) 9:00~12:00 窓口業務を一部開設します

请务必缴纳国民健康保险费

如果拖欠国民健康保险费，将被进行财产调查以及被抵押财产等，所以请务必缴纳保险费。

长期拖欠，首先会发出「催促单」及「资格证明书事前通知书」，之后，如果不前来进行缴纳相谈，或是过了缴纳期限 1 年以上也没有缴付时，将发给全额自己负担的「资格证明书」。因缴纳有困难者请尽早前来相谈。

【节假日・夜间缴纳相谈】

- ▼ 场所：市政府大楼 2 楼医疗保险室保险费课
- ▼ 日期和时间：11 月 23 日(节日) 9:00~16:00
24 日(周日) 10:00~16:00
25 日(周一)、26 日(周二)：17:30~20:00

【其他缴纳相谈处】

- ▼ 场所：梦广场(布施站前市民中心)
- ▼ 日期和时间：11 月 22 日(周五) 10:00~16:00

询问处：医疗保险室 保险费课
TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

保险费是必须缴纳的

保险费进行滞纳的话，财产调查或差押等就会进行。因此请务必缴纳。

滞纳を長期間続けると「催告書」や「資格証明書交付事前通知」を送付します。その後、納付相談がない場合や納期限から 1 年たっても納付がない場合は、医療費が一旦全額負担となる「資格証明書」を交付します。納付が困難な方は早めに相談しましょう。

【休日・夜間納付相談】

- ▼ 场所：市役所本庁舎 2 階医療保険室保険料課
- ▼ 日時：11 月 23 日(祝) 午前 9 時~午後 4 時、24 日(日) 午前 10 時~午後 4 時、25 日(月) 午後 5 時 30 分~8 時、26 日(火) 午後 5 時 30 分~8 時

【出張納付相談】

- ▼ 场所：梦广场(布施駅前)
- ▼ 日時：11 月 22 日(金) 午前 10 時~午後 4 時

問い合わせ先：医療保険室 保険料課



开始办理水费・下水道使用费・尿尿处理手续费的减免申请

すいどうりょうきん げすいどうしりょうりょう によしりょうてすうりょう げんめんしんせい う つ
水道料金・下水道使用料・し尿処理手数料の減免申請を受け付けます

对缴纳水费・下水道使用费・尿尿处理手续费有困难、并且符合减免基准的人，2014年度的一部分支付额可得到减免。领取生活保护费的家庭不能减免。

すいどうりょうきん げすいどうしりょうりょう によしりょうてすうりょう おさ こんなん
水道料金・下水道使用料・し尿処理手数料を納めることが困難
げんめんきじゅん あ かた へいせい ねんど のうふがく いちぶ
で、減免基準に当てはまる方は、平成26年度の納付額の一部を
げんめん せいかつほ ごせたい げんめん
減免します。生活保護世帯の減免はできません。

時間	地点
11月21日(周四)	市民会館 大集会室
22日(周五)	若江岩田駅前市民中心
25日(周一)	中鴻池市民中心
	日下市民中心
26日(周二)	近江堂市民中心
27日(周三)	东体育馆
28日(周四)	楠根市民中心

とき	ところ
11月 21日(木)	市民会館 大集会室
22日(金)	くすのきプラザ(若江岩田駅前)
25日(月)	グリーンパル(中鴻池)
	ゆうゆうプラザ(日下)
26日(火)	はすの広場(近江堂)
27日(水)	東体育館
28日(木)	ももの広場(楠根)

毎次的时间都是 10:00~15:00

有关收入所得基准、所需资料等详细内容请咨询。

いづれも午前10時~午後3時

しよとくきじゅん ひつようしりょうい くわ と あ
所得基準や必要書類など詳しくはお問い合わせください。

询问处:水费=顾客服务课 TEL 06-6724-1221 / FAX 06-6721-2374

下水道使用费=业务课 TEL 06-4309-3251 / FAX 06-4309-3827

尿尿处理手续费=环境企画课 TEL 06-4309-3198 / FAX 06-4309-3817

問合先: 水道料金=お客様サービス課
げすいどうしりょうりょう ぎょうむか
下水道使用料=業務課
によしりょうてすうりょう かんききょうきかく か
し尿処理手数料=環境企画課

大阪生活指南

IV-5 死亡

1. 死亡报告

外国人在日本死亡时，与日本人一样，按日本法律规定必须向市区町村役所报告。知道死亡事实之日起7天之内必须上报。在日本，不管死亡的事实如何地明确，原则上只有拥有日本医师执照的医生或验尸医能够认定死亡。

由医生认定死亡后，开具死亡诊断书。附上该诊断书提交给死亡地或上报人居住地的市区町村的负责部门。在留卡在死亡后14天以内直接返还给入国管理局，或者邮寄给东京入国管理局。同时还应办理死亡者本国的手续。各国手续不同，请向驻日大使馆、领事馆确认。

2. 埋葬

在人口密集的大阪府几乎没有允许土葬的墓地。因宗教、风俗习惯等原因不进行火葬而要实行土葬的时候，关于寻找墓地或将遗体送回本国等事宜，请向使领馆等咨询。

<摘自大阪府国际交流财团 OFIX 网页「大阪生活指南」> <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

IV-5 死亡

1. 死亡届

外国人が、日本の国内で死亡した場合も、日本人と同様、日本の法律によって市区町村役場に届け出なければなりません。死亡の事実を知った日から7日以内に届け出すことが必要です。日本では死亡の確認は、どんなに明らかでも原則として日本の医師免許を持った医師が監察医しかできません。

医師による死亡確認後、死亡診断書を作成してもらい、この診断書を添えて死亡地又は届け出人の住居地の市区町村の担当に提出して下さい。在留カードは死亡してから14日以内に直接入国管理局へ返すか、東京入国管理局に郵送します。また死亡した人の本国の手続きを行います。国により手続きの方法が異なりますから、在日の大使館や領事館で確認してください。

2. 埋葬

人口の密集している大阪府では土葬を認めてくれる墓地はほとんどありません。宗教や習慣上、火葬ではなく、土葬を行う必要がある場合、墓地探しや本国への遗体移送に関しては、領事館等で相談して下さい。

<大阪府国際交流財団 OFIX HP「大阪生活必携」より> <http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

